**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都台東区入谷二丁目二五番地、最後の住所東京都台東区入谷二丁目一二番五号
被相続人　亡　鈴木マサノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
東京都中央区銀座五丁目一四番八号銀座ワカホビル四階クラース銀座法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子
（登録姓　坂田）

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都武蔵野市吉祥寺東町三丁目二一五番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目五番一三―一〇七号エステート吉祥寺
被相続人　亡　桑原　祥美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所東京都港区虎ノ門四―一―一〇青木ビル七階清宮・生山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　生山　龍子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都品川区豊町四丁目七一番地、最後の住所東京都品川区豊町四丁目一番一二号
被相続人　亡　鈴木　正八

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所東京都千代田区神田富山町二四番地神田富山町ビル六階みどり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　海老原　覚

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県横浜市緑区北八朔町一〇五番地、最後の住所横浜市緑区北八朔町一三二番地
被相続人　亡　細井　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
横浜市中区本町二―一二損保ジャパン日本興亜横浜ビル四階
相続財産管理人　弁護士　野木　大輔

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大分県別府市松原町三番地、最後の住所横浜市港北区新吉田東二丁目二番一―四一六号
被相続人　亡　岩尾　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階
相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県金沢市笠舞本町二丁目二九番、最後の住所石川県金沢市笠舞本町二丁目二九番一〇号
被相続人　亡　中村　春美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所石川県金沢市松島二丁目六番地
相続財産管理人　司法書士　西尾　佳織

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県かほく市横山リ一七五番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　斉藤　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所石川県能美市浜町辰三〇番地六
相続財産管理人　重谷　和孝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県羽島市正木町須賀赤松三八七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　豊島　秀治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
岐阜市川端町一三―一イーストアサノ二階
相続財産管理人　弁護士　古田　修

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県掛川市下垂木二四〇六番地、最後の住所静岡県掛川市下垂木二三九五番地
被相続人　亡　中村　明人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所静岡県掛川市中央一丁目二二番一号
オオハシビル四階南　堀内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀内　智幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一四八九番地六二、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一四八九番地の六二
被相続人　亡　今野けい子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取二八〇番地の一
司法書士おさだ法務事務所
相続財産管理人　司法書士　長田　祐樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県豊橋市南小池町六五番地、最後の住所愛知県豊橋市向山台町一番地の二
被相続人　亡　水谷むつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
愛知県豊川市本野ヶ原四丁目三六番地
相続財産管理人　弁護士　大塚公美子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県名古屋市中区大須一丁目一五番地、最後の住所愛知県名古屋市北区志賀本通一丁目二二番地ユーハウス志賀本通三B号
被相続人　亡　脇田　眞嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号M S桜通八階片岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田阪まなみ

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県いわき市平沼ノ内字新街一三七番地、最後の住所名古屋市中区丸の内三丁目一五番一五号ダイアパレス丸の内六〇三号井上恵介方
被相続人　亡　香髙　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目七番五号丸の内FSビル三階
相続財産管理人　弁護士　高橋　初行

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県掛川市下垂木二四〇六番地、最後の住所静岡県掛川市下垂木二三九五番地
被相続人　亡　岩尾　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階
相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県金沢市笠舞本町二丁目二九番、最後の住所石川県金沢市笠舞本町二丁目二九番一〇号
被相続人　亡　中村　春美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所石川県金沢市松島二丁目六番地
相続財産管理人　司法書士　西尾　佳織

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県かほく市横山リ一七五番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　斉藤　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所石川県能美市浜町辰三〇番地六
相続財産管理人　重谷　和孝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県羽島市正木町須賀赤松三八七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　豊島　秀治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
岐阜市川端町一三―一イーストアサノ二階
相続財産管理人　弁護士　古田　修

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県掛川市下垂木二四〇六番地、最後の住所静岡県掛川市下垂木二三九五番地
被相続人　亡　中村　明人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所静岡県掛川市中央一丁目二二番一号
オオハシビル四階南　堀内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀内　智幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一四八九番地六二、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一四八九番地の六二
被相続人　亡　今野けい子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取二八〇番地の一
司法書士おさだ法務事務所
相続財産管理人　司法書士　長田　祐樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県豊橋市南小池町六五番地、最後の住所愛知県豊橋市向山台町一番地の二
被相続人　亡　水谷むつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
愛知県豊川市本野ヶ原四丁目三六番地
相続財産管理人　弁護士　大塚公美子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県名古屋市中区大須一丁目一五番地、最後の住所愛知県名古屋市北区志賀本通一丁目二二番地ユーハウス志賀本通三B号
被相続人　亡　脇田　眞嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号M S桜通八階片岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田阪まなみ

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県いわき市平沼ノ内字新街一三七番地、最後の住所名古屋市中区丸の内三丁目一五番一五号ダイアパレス丸の内六〇三号井上恵介方
被相続人　亡　香髙　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目七番五号丸の内FSビル三階
相続財産管理人　弁護士　高橋　初行

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県掛川市下垂木二四〇六番地、最後の住所静岡県掛川市下垂木二三九五番地
被相続人　亡　中村　明人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
岐阜市川端町一三―一イーストアサノ二階
相続財産管理人　弁護士　古田　修

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大分県別府市松原町三番地、最後の住所横浜市港北区新吉田東二丁目二番一―四一六号
被相続人　亡　岩尾　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階
相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県金沢市笠舞本町二丁目二九番、最後の住所石川県金沢市笠舞本町二丁目二九番一〇号
被相続人　亡　中村　春美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所石川県金沢市松島二丁目六番地
相続財産管理人　司法書士　西尾　佳織

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県かほく市横山リ一七五番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　斉藤　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所石川県能美市浜町辰三〇番地六
相続財産管理人　重谷　和孝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県羽島市正木町須賀赤松三八七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　豊島　秀治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
岐阜市川端町一三―一イーストアサノ二階
相続財産管理人　弁護士　古田　修

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県掛川市下垂木二四〇六番地、最後の住所静岡県掛川市下垂木二三九五番地
被相続人　亡　中村　明人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所静岡県掛川市中央一丁目二二番一号
オオハシビル四階南　堀内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀内　智幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一四八九番地六二、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一四八九番地の六二
被相続人　亡　今野けい子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取二八〇番地の一
司法書士おさだ法務事務所
相続財産管理人　司法書士　長田　祐樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県豊橋市南小池町六五番地、最後の住所愛知県豊橋市向山台町一番地の二
被相続人　亡　水谷むつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
愛知県豊川市本野ヶ原四丁目三六番地
相続財産管理人　弁護士　大塚公美子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県名古屋市中区大須一丁目一五番地、最後の住所愛知県名古屋市北区志賀本通一丁目二二番地ユーハウス志賀本通三B号
被相続人　亡　脇田　眞嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号M S桜通八階片岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田阪まなみ

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県いわき市平沼ノ内字新街一三七番地、最後の住所名古屋市中区丸の内三丁目一五番一五号ダイアパレス丸の内六〇三号井上恵介方
被相続人　亡　香髙　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目七番五号丸の内FSビル三階
相続財産管理人　弁護士　高橋　初行

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県掛川市下垂木二四〇六番地、最後の住所静岡県掛川市下垂木二三九五番地
被相続人　亡　中村　明人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
岐阜市川端町一三―一イーストアサノ二階
相続財産管理人　弁護士　古田　修

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県掛川市下垂木二四〇六番地、最後の住所静岡県掛川市下垂木二三九五番地
被相続人　亡　中村　明人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
事務所静岡県掛川市中央一丁目二二番一号
オオハシビル四階南　堀内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀内　智幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一四八九番地六二、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一四八九番地の六二
被相続人　亡　今野けい子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取二八〇番地の一
司法書士おさだ法務事務所
相続財産管理人　司法書士　長田　祐樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県豊橋市南小池町六五番地、最後の住所愛知県豊橋市向山台町一番地の二
被相続人　亡　水谷むつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
愛知県豊川市本野ヶ原四丁目三六番地
相続財産管理人　弁護士　大塚公美子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県名古屋市中区大須一丁目一五番地、最後の住所愛知県名古屋市北区志賀本通一丁目二二番地ユーハウス志賀本通三B号
被相続人　亡　脇田　眞嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月一日
名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号M S桜通八階片岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田阪まなみ

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県いわき市平沼ノ内字新街一三七番地、最後の住所名古屋市中区丸の内三丁目一五番一五号ダイアパレス丸の内六〇三号井上恵介方
被相続人　亡　香髙　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

## 第４期決算公告

平成30年3月1日　東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号
**ヒューリックプロサーブ株式会社**
代表取締役社長　内藤　健吉

**貸借対照表の要旨**　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 244,161 | 流動負債 | 47,856 |
| 固定資産 | 9,801 | 役員賞与引当金 | 1,500 |
| | | 固定負債 | 10,994 |
| | | 退職給付引当金 | 10,994 |
| | | **負債合計** | **58,851** |
| | | 株主資本 | 195,111 |
| | | 資本金 | 50,000 |
| | | 利益剰余金 | 145,111 |
| | | 利益準備金 | 4,850 |
| | | その他利益剰余金 | 140,261 |
| | | （うち当期純利益） | (39,513) |
| | | **純資産合計** | **195,111** |
| **資産合計** | **253,963** | **負債・純資産合計** | **253,963** |